

平成 28 年 9 月 7 日

各 位

会社名 北川ヒューテック株式会社
代表者名 代表取締役社長 北川 隆明

独占禁止法違反事件に係る判決について

当社及び当社関係者は、平成 28 年 2 月 29 日付で、東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札に関し、独占禁止法違反の容疑により、東京地方検察庁から起訴されておりましたが、本日 9 月 7 日、東京地方裁判所において、当社に対する罰金刑 1 億 2 千万円および当社関係者に対する懲役刑(執行猶予付き)の判決を受けました。

本件に関し、お取引先をはじめ関係各位に多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを心からお詫び申し上げます。

当社といたしましては、このような事態になりましたことについて、極めて厳粛に受け止め、役職員一同、法令遵守の一層の徹底に取り組み、早期の信頼回復に努めてまいります。

以 上